

# 生活保護のしおり

～ ご相談者用 ～

## 芦別市福祉事務所福祉課保護係

〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地

☎ 0124-27-7371

## はじめに



- ◆ 私たちが生活していくうえで、思いがけない病気や事故、その他さまざまな理由によって、生活するために必要な収入がなくなったり不足するなど、どうしても生活に困ってしまうことがあります。
- ◆ このようなとき、憲法では国がその困っている程度に応じて、健康で文化的な最低限度の生活を保障しながら、一日でも早く自分自身の力で生活ができるよう、必要な手助けをすることを目的としているのが生活保護制度です。
- ◆ この「生活保護のしおり」は、制度の内容や仕組みをご案内するものですが、もし、分からないことがありましたら、お気軽に福祉事務所（市）福祉課保護係や民生委員におたずねください。
- ◆ 生活保護は、国民の権利として、誰でも申請することができます。

# 「生活保護」とは

## 1 保護の要件について

- ◆ 生活保護は、憲法に基づく国民の権利として、法律が定めている条件に当てはまる限り、誰でも平等に受けることができますが、生活保護を受けようとする人それぞれにおいても、自分の生活のためにあらゆる努力をしていただくことが必要となります。
- ◆ したがって、働くことができる人はその能力に応じて仕事につくことが必要となりますし、生活するために必要と認められるもの以外の、土地や建物などの資産は、生活費に充てるなどして活用することが必要です。
- ◆ また、児童扶養手当などの手当や年金など他の制度を利用することも必要になります。



## 2 優先事項について

- ◆ 親子、兄弟姉妹などの扶養義務者から仕送りなどの支援を受けることができる場合は、生活保護に優先して支援を受けていただきます。
- ◆ なお、親族の扶養は可能な範囲で援助を行うものであって、援助可能な親族がいることによって、生活保護を受けられないということではありません。
- ◆ また、特別な事情や援助が期待できない場合等は、調査を行わないこともありますので、事情のある方はご相談ください。

## 3 保護の開始決定について

- ◆ それでもなお生活することができないような場合に、必要な保護が決定されます。

## 4 留意事項

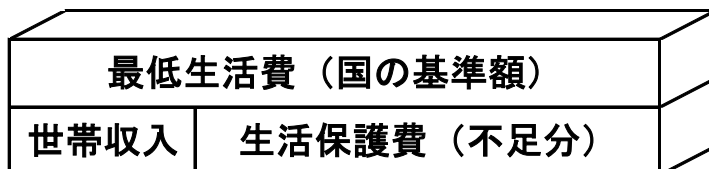
- ◆ 自動車については、原則として持つことも使うことも認められていませんが、障害をお持ちの方などが、通勤や通院に使うなど特別な事情があれば、認められる場合もあります。

# 生活保護の仕組み

- ◆ 生活保護は世帯を単位としますので、あなたやあなたの家族の人数や年齢などに応じ、国が定める基準に基づいた最低生活費と、世帯全体の収入を比べて決定（原則、月単位で計算）することになります。
- ◆ 「収入」とは、働いて得たものに限らず、年金・手当や扶養義務者からの仕送り、資産を売る・貸すなどして得たものなど、世帯が得ているすべての収入のことです。
- ◆ 働いて得た収入については、必要経費や収入額に応じた一定の額が控除されます。  
※ 高等学校等で就学中の方のアルバイト等の収入については、収入として認定しない取扱いができる場合があります。
- ◆ 以上のことを簡単に図で示すと、次のようになります。  
※ 世帯の収入の変動や基準の変更などにより、保護の程度が変わることがあります。

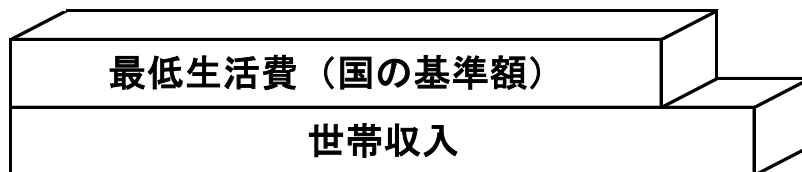
## 【生活保護が必要な世帯】

収入が最低生活費を下回るので、その不足分を生活保護費として支給されます。



## 【生活保護が必要ない世帯】

収入が最低生活費を上回るので、保護は受けられません。



- ◆ 生活費、住宅費、教育費など毎月必要となる保護費（定例支給）は、原則として毎月1日にその1か月分を支給します。（1日が土、日曜日、祝日、閉庁日の場合は、直前の平日になります。）  
日常生活の支出は、毎月の保護費の中で賄うことになります。

# 生活保護の種類

◆ 生活保護では次の8種類の扶助があり、必要な保護が国が定めた基準の範囲内で支給されます。

- 1 生活扶助 食べるもの、着るもの、電気、ガス、水道などの生活に必要な費用  
※ 障害、児童養育などの世帯状況による加算や、冬季加算（10月～4月）があります。（傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない方又は乳児がいる世帯は、冬季加算の特別基準の適用があります。）
- 2 教育扶助 義務教育に必要な学用品、給食費、学級費などの費用
- 3 住宅扶助 家賃や地代などの費用
- 4 医療扶助 病気やけがを病院などで治療するための費用や、通院に必要と認められる交通費、眼鏡などの治療材料の費用
- 5 介護扶助 ヘルパーなど介護サービスを利用するための費用
- 6 出産扶助 出産のための費用
- 7 生業扶助 小規模な事業を営むために必要な費用や、技能や技術を身につけるための費用、高等学校等に就学するための費用
- 8 葬祭扶助 葬祭のための費用

<その他>

- ・ 就労自立給付金～就職により生活保護から脱却したときに支給される費用
- ・ 進学準備給付金～子どもが大学等へ進学するときの新生活準備費用

## 一時扶助

◆ 臨時的に必要な特別な需要に対応するための費用が、一時扶助として支給されます。主な扶助は次のとおりです。

- ・ 布団類、被服費(平常服)  
～ 持ち合わせがないか、全く使用に堪えない場合
- ・ 家具什器費(炊事用具・食器類)  
～ 持ち合わせがないか、転居による新旧設備の違いにより使用できない場合
- ・ 暖房器具  
～ 初めての冬季加算算定月までに暖房器具を用意できない場合
- ・ 家財処分料  
～ 借家等に居住する単身者が長期入院や施設等へ入居するため、家財の処分が必要な場合
- ・ 出産準備被服費  
～ 出産を控えて新生児のための寝具、産着などを用意する場合

- 入学準備金
  - ～ 小学校・中学校・高等学校への入学のため、制服などを購入する必要がある場合
- 紙おむつ代
  - ～ 常時失禁状態にある患者等が紙おむつ等を必要とする場合
- 移送費
  - ～ 指導・指示を受けて転居する際に交通費や運搬費用を必要とする場合、指導・指示を受けて求職活動などに取り組む際に交通費を必要とする場合 など

## 保護の申請から決定まで

- ◆ 生活保護は、原則として申請によって行われます。生活にお困りで保護を希望される方は、福祉事務所（市）福祉課保護係に相談してください。また、あなたがお住まいになっている地域の民生委員も相談に応じてもらえます。民生委員には守秘義務があり、相談のあった内容については、秘密事項として守られますのでご安心ください。
- ◆ 保護を申請する場合は、福祉事務所（市）福祉課保護係で申請に必要な書類を受け取り、必要なことを記入し同保護係に提出してください。なお、保護の申請をした後の調査において、世帯の収入・資産などの状況がわかる書類（通帳の写しや給与明細など）を提出していただくことがあります。必要な書類の提出が遅れますと、保護の決定ができなかったり遅れたりする場合がありますので、注意してください。
- ◆ 申請手続きが済みますと、担当者（ケースワーカー）がお宅を訪問し、生活に困っておられる状況や保護を受けるための要件が満たされているかどうかを調査します。調査に当たっては、生活歴や扶養義務者、資産の状況などについて、詳しく伺うこととなりますので、ご理解ください。
- ◆ 福祉事務所（市）では、調査結果に基づいて国が定めた基準に基づく最低生活費と収入を比較するなどして、保護が必要かどうかを決定します。
- ◆ 保護を受けられる場合は、保護開始決定通知書によりお知らせします。保護を受けられない場合も、保護却下決定通知書によりお知らせします。これらの決定は原則として、申請後 14 日以内にお知らせすることになっていますが、調査に時間を必要とする場合は 30 日以内となります。
- ◆ なお、担当者（ケースワーカー）が、訪問調査によって知ったことや、あなたからの相談内容については、秘密事項として守られますのでご安心ください。



# 暴力団員について

- ◆ 生活保護制度において暴力団員は、保護の要件を満たさないものとされていますので、急迫した状況にある場合を除き、申請を却下することとなります。

## 審査請求

- ◆ 申請の結果に納得できず、福祉事務所（市）が行った決定の取消しを求める場合は、決定のあったことを知った日の翌日から3月以内に、北海道知事に対して不服の申し立て（審査請求）を行うことができます。
- ◆ また、北海道知事の決定に不服がある場合には、さらに厚生労働大臣に対して不服の申し立て（再審査請求）を行うことができます。

## 保護費の返還

資産を持っていても、すぐに処分して生活することに充てることができないまま保護を受けた場合で、保護が開始された後にその資産が処分されたときや、保護費を払い過ぎてしまった場合は、あなたからの届出などに基づいて、すでに支給した保護費（医療費を含む）の範囲内において、諸事情を考慮した上で市が定める額を返していただくこととなります。

例えば、次のような場合などが考えられます。

- 土地や家屋などが処分され、その代金を得た場合
- 生命保険の解約返戻金、交通事故などによる損害賠償（保険）金や補償金などを得た場合
- 年金などがさかのぼって認定され、これを得た場合 など

### 【 生活保護法第 63 条 】

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

# 保護費の徴収・罰則

収入を少なく申告したり、申告せずに保護費を受け取るなど、不正な手段で保護を受けた場合は、保護費を返還していただくほか、法律の規定により罰せられることがあります。

## 【生活保護法第78条】

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

## 【生活保護法第85条】

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。

～ 気軽にご相談ください ～

相 談 日	令和 年 月 日
相 談 対 応 者	
相 談 対 応 者	

